

## 「年会予稿集の著作権に関して」

年会予稿集の著作権は日本放射光学会（以下「学会」という）に帰属します。年会予稿集に掲載された予稿の本文、図、表などの転載・引用にあたっては、学会への申請を要します。学会は、申請者が（1）転載・引用先に出典を明記すること、（2）その予稿の代表著者（**corresponding author**: 予稿の email 連絡先）を通して、その予稿のすべての著者の了解を得ることを条件に、許諾の可否を決定します。ただし、予稿の著者が、本人の予稿の本文、図、表などを転載・引用する場合には、（1）のみを条件に学会への申請は不要とします。

※代表著者は、予稿の転載・引用に関して学会との連絡窓口を担当する者で、かつ予稿の転載・引用に関して、他のすべての著者の意見を取りまとめる責任を有する者とします。転載・引用に関して、学会が特別な権限を与えることを意味するものではありません。

※転載・引用の申請方法については、学会事務局にお問い合わせください。